

お 客 さ ま へ

静岡銀行

毎度お引き立てにあずかりまして、まことにありがとうございます。

Web総合口座ライト（ステートメント型総合口座切替先専用）は、この規定の各条文によりお取扱いいたしますので、ぜひご一読いただきたくご案内申し上げます。

なお、この預金は預金保険の対象となります。

Web総合口座ライト取引規定

1. 内容

「Web総合口座ライト」（以下、「この口座」といいます）とは、しずぎんダイレクトライトを利用してお取引内容を確認いただく、「通帳を発行しない総合口座」をいいます。

2. 利用資格

- （1）この口座をご利用いただけるのは、ステートメント型総合口座から切り替えをご希望の個人のお客さまとします。
- （2）この口座を事業性資金の管理目的で利用することはできません。

3. 口座開設

- （1）この口座は、ステートメント型総合口座からの切替専用口座となりますので、新たな口座開設やステートメント型総合口座以外の口座からの切り替えはできません。
- （2）ステートメント型総合口座からこの口座への切り替えにあたっては、この口座の普通預金を指定口座とした、しずぎんダイレクトライトのご登録が必要になります。

4. しずぎんダイレクトライトによるお取引内容の確認

しずぎんダイレクトライトで確認いただけるこの口座のお取引内容は次のとおりです。なお、定期預金の明細および残高については既にご契約いただいているしずぎんダイレクトのテレホンバンクサービスをご利用いただけます。

- ① 普通預金の取引明細
- ② 普通預金の現在残高

5. インターネット・モバイルバンキングサービスの利用申込みによる「Web総合口座」への切り替え

この口座に、しずぎんダイレクトによるインターネット・モバイルバンキングサービスのご利用をお申し込みいただいた場合、この口座は「Web総合口座」となり、同商品の取引規定に従うこととなります。「Web総合口座」は、インターネット・モバイルバンキングサービスの契約が必須となりますので、「Web総合口座」を解約せずに同サービスのみを解約することはできません。同サービスのみ解約のご希望の場合は「通帳を発行する総合口座」へ切り替えさせていただきます。

6. 口座管理手数料

この口座の管理手数料は無料です。

7. 窓口でのお取引

(1) 預金のお預け入れ

この口座の普通預金、定期預金は、当行国内本支店のどこの店舗でも預け入れができます。この場合、この口座のしずぎんカードを呈示してください。

(2) 預金の払い戻し等

普通預金の払い戻し（当座貸越を含む）または定期預金の解約、書替継続をするときは、当行所定の払戻請求書に届け出の印章により記名捺印して、この口座のしずぎんカードとともに当行本支店に提出してください。なお、当該預金の払い戻し等を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求められることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまで払い戻し等を行いません。

8. 自動機でのお取引

(1) 自動機では、この口座の定期預金取引およびこの口座の普通預金への振替入金のお取扱いはいたしません。

(2) 当行の自動機を使用して預金の払い戻しまたは預け入れをする場合にかかる自動機利用手数料は、無料とします。

9. 届け出事項の変更

印章を失ったとき、または、印章、住所、氏名等の届け出事項に変更があったときは、直ちに書面により当行本支店に届け出てください。この届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. 口座の解約・通帳扱いへの変更

(1) この口座を解約する場合には、当行所定の解約請求書に届け出の印章により記名捺印して、この口座のしずぎんカードとともに当行本支店に提出してください。

(2) この口座を、「通帳を発行する総合口座」に変更する場合には、この口座のしずぎんカードとともに当行所定の申込書を当行本支店に提出してください。なおこの場合、しずぎんダイレクトライトは自動的に登録解除となりません。

11. 取扱内容の変更

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相応の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

12. 規定の準用

(1) しずぎんカードの利用については、「しずぎんカード規定」により取扱います。

(2) しずぎんダイレクトライトの利用については、「しずぎんダイレクトライト利用規定」により取扱います。

(3) その他、この規定に定めのない事項は、「総合口座取引規定」「普通預金規定」の定めによるほか、当行の当該各取引の規定により取扱います。

以上